

# 北高森自治会個人情報の取扱いに関する細則

設定 平成 30 年 7 月 7 日

## (目的)

第1条 この細則は、北高森自治会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

## (責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

## (周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱い細則を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

## (管理者)

第4条 北高森自治会における個人情報の管理者は、会長とします。

## (取扱者)

第5条 北高森自治会における個人情報の取扱者は、役員、要援護者を支援する者などとしません。

## (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

## (個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「北高森自治会入会申込書」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

4 本会が配付する北高森自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、電話番号などで会員が同意する事項とします。

## (利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 敬老会等の対象者の把握
- (3) 会員名簿等の作成及び会の区域図の作成
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所を除く)に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 北高森自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(附則)

この規約は、平成30年7月7日から施行します。

## 《参考》

### 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）抜粋

（第三者提供に係る記録の作成等）

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第23条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- （2）当該第三者による当該個人データの取得の経緯

（開示）

第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- （1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （2）当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- （3）他の法令に違反することとなる場合

# 北高森自治会 入会申込書

北高森自治会長 あて

平成 年 月 日

私は、北高森自治会への入会を申し込みます。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 記

住宅の所有形態 1:自己所有 2:賃貸 (いずれかに○を記入)

### ◆入会申込書のルート

担当理事⇒地区委員⇒各世帯⇒地区委員⇒担当理事⇒自治会長

### ◆自治会費集金のルート

担当理事⇒地区委員⇒各世帯⇒地区委員⇒担当理事⇒会計

### 注:個人情報の取扱について

御記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。

該当地区の担当理事: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

## 個人情報第三者提供記録簿（例）

### 名簿等掲載個人情報の第三者提供記録簿

提供日	平成 年 月 日	
提供する相手方 (申請者)	氏名	例) 北高森自治会会費名簿に掲載している全員
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供理由	例) 北高森自治会の会員間の連絡を円滑に行うため	
情報提供する対象者	例) 北高森自治会会費名簿に掲載している全員	
提供した情報	例) 名前・住所・電話番号	
★本人の同意	例) 本人同意済（○年○月）	

★…本人の同意による第三者提供の場合

**注意)** 個人情報を本人以外の者（第三者）に提供する際は、あらかじめ本人の同意が必要です。

**注意)** この記録は原則3年間保存しておく必要があります。

次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- ・ 名簿などで整理している情報以外の個人情報(紙・データ問わず)を提供する場合
- ・ 県、市役所に提供する場合
- ・ 法令に基づく提供の場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ 個人情報の取扱いを委託する場合（宅配業者など）

### 第三者からの提供個人情報受領記録簿（例）

#### 名簿掲載個人情報の受領記録簿

提供日	平成 年 月 日	
提供者	氏名	
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供者が情報を取得した経緯	例) 本人から提出を受けた申出書に記載	
個人情報の対象者	例) ○○ ○○さん	
提供された情報	例) 名前・住所・電話番号・メールアドレス・FAX	
★本人の同意	例) 本人同意済（○年○月）	

★…本人の同意による第三者提供の場合

注意) この記録は原則3年間保存しておく必要があります。

次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- ・ 名簿などで整理している情報以外の個人情報(紙・データ問わず)を受領する場合
- ・ 県、市役所から受領する場合
- ・ 法令に基づく受領の場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・ 個人情報の取扱いを受託する場合